

No. 1

自 令和 5 年 9 月 5 日

日間

至 令和 5 年 月 日

令和 5 年
第 3 回 四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和5年 第3回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
承認第3号	事故に伴う和解についての専決処分の承認を求めることについて	3
承認第4号	市道上の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についての専決処分の承認を求めることについて	5
議案第53号	四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例について	7
議案第54号	四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	9
議案第55号	令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第3号）	10
議案第56号	令和5年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	17
議案第57号	令和4年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について	20
議案第58号	令和4年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について	21
議案第59号	令和4年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について	22
議案第60号	土地の処分について	23
議案第61号	令和5年度焼却施設延命化点検整備工事請負契約の締結について	24
議案第62号	物品購入契約の締結について	25
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	26

承認第3号

事故に伴う和解についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月5日提出

四国中央市長 篠原 実

専決第 10 号

事故に伴う和解についての専決処分書

事故に伴う和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 17 日

四国中央市長 篠原 実

- 1 和解の相手方 四国中央市中曾根町の個人
- 2 事故の概要 令和 5 年 4 月 5 日午後 3 時 42 分頃、中曾根公民館敷地内において、相手方運転の車両が駐車場に入場した際、運転操作を誤り同公民館の外壁に衝突し、当該公民館の一部を損傷したものである。
- 3 和解の内容 相手方から市に 4,300,000 円の損害賠償金を支払い、今後、この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

承認第4号

市道上の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月5日提出

四国中央市長 篠原 実

専決第 11 号

市道上の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定についての専決処分書

市道上の事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 17 日

四国中央市長 篠原 実

- 1 損害賠償額 1,128,988 円
- 2 損害賠償の相手方 住所 高知県吾川郡いの町鹿敷 499 番地 1
氏名 有限会社浜田運送
代表取締役 濱田 康伸
- 3 事故の概要 令和 5 年 1 月 20 日午前 3 時頃、市道城北 1 号線において、有限会社浜田運送社員運転の車両がグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該車両に接触し、当該車両の一部を損傷したものである。
- 4 和解の内容 市から相手方に損害賠償金を支払い、今後、この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

議案第 53 号

四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例について

四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例

四国中央市印鑑条例（平成 16 年四国中央市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「個人番号カード」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)」を加える。

第 12 条第 4 項中「印鑑登録証」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード)」を、「第 42 条第 2 項」の次に「若しくは第 59 条の 3 第 2 項」を、「入力」の次に「又は同施行規則第 64 条の 4 第 2 項に規定する生体認証符号等（以下「生体認証符号等」という。）の使用」を加える。

第 13 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が自らの個人番号カードを添えて申請する場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第 13 条第 2 項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する」を削り、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「に限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「自ら」及び「に暗証番号その他必要な事項を入力すること」を削る。

第 14 条第 1 号中「印鑑登録証の提示」を「印鑑登録証若しくは個人番号カードの提示又は暗証番号の入力若しくは生体認証符号等の使用」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項第 1 号の改正規定、第 12 条第 4 項の改正規定（「印鑑登録証」

の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、個人番号カード)」を加える部分に限る。)、第13条第1項にただし書を加える改正規定及び同条第2項の改正規定(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

多機能端末機において電子証明書の機能を搭載した移動端末設備による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものである。

議案第 54 号

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四国中央市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年四国中央市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)等の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 55 号

令和 5 年度四国中央市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 262,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,907,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 地方交付税		6,110,000	82,811	6,192,811
	1 地方交付税	6,110,000	82,811	6,192,811
15 国庫支出金		5,924,400	10,464	5,934,864
	1 国庫負担金	4,195,881	9,726	4,205,607
	2 国庫補助金	1,712,174	738	1,712,912
16 県支出金		2,612,193	30,109	2,642,302
	2 県補助金	643,179	30,109	673,288
18 寄附金		1,049,497	1,500	1,050,997
	1 寄附金	1,049,497	1,500	1,050,997
19 繰入金		1,954,150	2,000	1,956,150
	2 基金繰入金	1,797,850	2,000	1,799,850
20 繰越金		1,086,664	73,677	1,160,341
	1 繰越金	1,086,664	73,677	1,160,341
21 諸収入		707,813	76,639	784,452
	5 雑入	339,937	76,639	416,576
22 市債		1,950,500	△15,200	1,935,300
	1 市債	1,950,500	△15,200	1,935,300
歳入合計		40,645,000	262,000	40,907,000

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		4,186,618	76,529	4,263,147
	1 総務管理費	3,621,275	68,030	3,689,305
	3 戸籍住民基本台帳費	180,907	8,499	189,406
3 民生費		16,522,143	21,058	16,543,201
	1 社会福祉費	4,949,070	3,827	4,952,897
	2 老人福祉費	3,977,855	2,111	3,979,966
	3 児童福祉費	6,285,021	15,120	6,300,141
4 衛生費		3,618,513	1,481	3,619,994
	1 保健衛生費	1,939,158	1,481	1,940,639
6 農林水産業費		943,898	44,192	988,090
	1 農業費	570,511	44,055	614,566
	3 水産業費	72,890	137	73,027
7 商工費		967,976	17,655	985,631
	1 商工費	967,976	17,655	985,631
8 土木費		3,665,204	16,490	3,681,694
	1 土木管理費	250,751	742	251,493
	2 道路橋りょう費	1,098,689	7,631	1,106,320
	3 河川費	134,392	1,298	135,690

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 都市計画費	1,607,720	4,175	1,611,895
	6 住宅費	320,530	2,644	323,174
9 消防費		1,460,554	3,861	1,464,415
	1 消防費	1,460,554	3,861	1,464,415
10 教育費		3,973,109	35,733	4,008,842
	1 教育総務費	456,294	1,958	458,252
	2 小学校費	789,254	1,173	790,427
	3 中学校費	282,326	627	282,953
	5 社会教育費	774,147	24,036	798,183
	6 保健体育費	1,453,945	7,939	1,461,884
11 災害復旧費		13,000	29,850	42,850
	1 農林水産施設災害復旧費	6,000	9,350	15,350
	2 公共土木施設災害復旧費	7,000	20,500	27,500
14 予備費		45,548	15,151	60,699
	1 予備費	45,548	15,151	60,699
歳出	合計	40,645,000	262,000	40,907,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市 発 足 2 0 周 年 記 念 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	千円 6,500
土 居 窓 口 セ ン タ ー 改 修 事 業	令和6年度	48,124
障 が い 児 入 所 施 設 整 備 事 業	令和6年度	4,773
伊 予 土 居 駅 前 駐 輪 場 整 備 事 業	令和6年度	10,818
常 備 消 防 車 両 更 新 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	251,014

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
現年度道路橋りょう 公共災害復旧事業	千円 2,900	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法によ る。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	5,800	同 上	同 上	同 上
現年度農業用施設 単独災害復旧事業	1,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年度林業用施設 単独災害復旧事業	千円 3,400	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法によ る。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
現年度河川公共 災害復旧事業	1,600	同上	同上	同上
現年度河川単独 災害復旧事業	1,000	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
霧の森整備事業	千円 11,900	借入方法 普通貸借又は債券発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件による。ただし、必要に応じて繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換することができる。	千円 21,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
臨時財政対策債	270,000	同上	同上	同上	228,700	同上	同上	同上

議案第 56 号

令和 5 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 297,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,571,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 繰入金		1,860,516	2,111	1,862,627
	1 他会計繰入金	1,773,635	2,111	1,775,746
8 繰越金		1	294,889	294,890
	1 繰越金	1	294,889	294,890
歳入合計		11,274,000	297,000	11,571,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 376	千円 161,177	千円 161,553
	1 基金積立金	376	161,177	161,553
5 諸支出金		1,603	135,293	136,896
	1 償還金及び還付加算金	1,603	135,293	136,896
7 予備費		432	530	962
	1 予備費	432	530	962
歳 出	合 計	11,274,000	297,000	11,571,000

議案第 57 号

令和 4 年度四国中央市水道事業会計剰余金の処分について

令和 4 年度四国中央市水道事業会計未処分利益剰余金 273,916,475 円のうち 114,386,936 円を減債積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

令和 4 年度四国中央市水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

令和 4 年度四国中央市工業用水道事業会計剰余金の処分について

令和 4 年度四国中央市工業用水道事業会計未処分利益剰余金 1,484,513,305 円のうち 476,132,168 円を減債積立金として、486,255,577 円を建設改良積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

令和 4 年度四国中央市工業用水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金、建設改良積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

令和 4 年度四国中央市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和 4 年度四国中央市公共下水道事業会計未処分利益剰余金 75,625,556 円のうち 36,604,291 円を減債積立金として、残余を自己資本金として処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

令和 4 年度四国中央市公共下水道事業会計において生じた未処分利益剰余金を減債積立金及び自己資本金として処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 60 号

土地の処分について

次のとおり土地を処分する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

四国中央市長 篠原 実

1 処分する土地の所在地、種別及び数量

所 在 地	種 別 (地目)	数 量 (平方メートル)
四国中央市川之江町 4300 番 2	雑種地	58,322

2 処分の方法 随意契約

3 処分価格 4,472,772,502円

4 処分の相手方 四国中央市川之江町 826 番地
丸住製紙株式会社
代表取締役 星川 知之

提 案 理 由

西部臨海土地造成地の土地を処分することに伴い、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 61 号

令和 5 年度焼却施設延命化点検整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- | | |
|----------|------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度焼却施設延命化点検整備工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 請負金額 | 385,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号
荏原環境プラント株式会社西日本支店
支店長 山内 秀洋 |

提案理由

令和 5 年度焼却施設延命化点検整備工事の請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 62 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- | | |
|----------|------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 焼却施設インバータ等設備制御部品購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 72,138,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号
荏原環境プラント株式会社西日本支店
支店長 山内 秀洋 |

提案理由

焼却施設インバータ等設備制御部品の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年四国中央市条例第46号)第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月5日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市川滝町下山 1373 番地の3	竹 内 誠	昭和 30 年 5 月 12 日	新任
四国中央市寒川町 1431 番地	鈴 木 繁 美	昭和 34 年 4 月 16 日	新任
四国中央市土居町天満 2036 番地 2	鈴 木 智 光	昭和 32 年 3 月 5 日	新任
四国中央市川之江町 69 番地の 1	加 地 万 寿 子	昭和 29 年 7 月 3 日	再任
四国中央市川之江町 718 番地 9	加 地 る り 子	昭和 46 年 2 月 2 日	再任

提 案 理 由

人権擁護委員の任期満了に伴い、竹内誠氏、鈴木繁美氏、鈴木智光氏、加地万寿子氏及び加地るり子氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

